

サービス利用までの流れ

身体の状態等により利用できるサービスが3種類あります。日常生活に支障が生じ、介護や支援が必要になった時、不安に感じた時に下記へご相談ください。

※交通事故等で介護認定が必要となった場合は、介護保険係にご連絡ください。

①まず相談。

市役所本庁舎1階高齢福祉課・地域包括支援センター（3ページ）
居宅介護支援事業所（3ページ）・介護保険施設（5、8ページ）へ

40歳～64歳の人

・医療保険の被保険者証を持参してください。



65歳以上の人

・介護保険被保険者証と医療保険の被保険者証を持参してください。

介護サービスや
介護予防サービスを利用したい人

訪問介護や通所介護のみ利用したい人

②申請します。

要介護認定の申請

③認定調査を受けます。

認定調査

・市職員やケアマネジャーが訪問し、本人と家族等から心身の状態や生活の様子について聞き取りをします。

主治医意見書

・室蘭市が直接医師に依頼します。

介護認定審査会

医療・保健・福祉の専門家が、介護の必要性や程度、有効期限などを審査します

基本チェックリストを受けます

・運動、口腔機能の低下や低栄養状態などを早期に発見することを目的とした健康質問票です。

自立した生活を送れる人

「えみなメイト（介護予防教室）」などをご利用ください（6ページ）

生活機能の低下がみられた人

④認定結果通知が届きます。

要介護1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適当な人

要支援1・2

介護予防サービスなどを利用することで生活機能が改善する可能性の高い人

非該当（自立）

サービスは利用できませんが、基本チェックリストを受けることができます

⑤ケアプランを作成し、サービスを利用します。

介護サービス

在宅サービスの利用、介護保険施設の入所申請ができます

介護予防サービス

在宅サービスを利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

総合事業のサービスを利用できます